

◎新潟県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市中興字小路 400 番 1 から	新	7.1～18.8メートル	79.6メートル
同市中興字小路乙1439番2まで	旧	7.5～11.2メートル	80.0メートル

備考1 路線の終点を変更する区域変更

- 2 路線の重用
全区間県道金井新穂線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金井新穂線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市中興字小路乙 1439 番 2 から	新	7.1～18.8メートル	79.6メートル
同市中興字小路 400 番 1 まで	旧	7.5～11.2メートル	80.0メートル

備考1 路線の起点を変更する区域変更

- 2 路線の重用
全区間県道多田皆川金井線と重用